

熊本県公報

号外 第 18 号の 4
平成 17 年 3 月 31 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	(") 2
○熊本県漁業取締事務所設置規則の一部を改正する規則	(") 2
○熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則等の一部を改正する規則	(") 2
訓 令	
○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 3
○熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 3
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(") 3
○熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 4
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	(") 4
○熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令	(") 4
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(") 5
○熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令	(") 13
○熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令	(") 14
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	(") 14
○熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令	(") 14
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(") 15
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 15
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 15
○熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 16
○熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 16
○熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 16
○熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 17
○熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 18
○熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 18
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	(") 19
○熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令	(") 22
○熊本県保健環境科学研究所処務規程等の一部を改正する訓令	(") 64

規 則

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 14 号

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の仕事の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 本庁の欄中 「情報企画監 首席農業専門技術員」を「情報企画監」に、「主幹 首席林業専門技術員」を「主幹農業専門技術員」

「参事 農業専門技術員」を「参事」に改め、
「参事 林業専門技術員」を「参事」に改め、
「参事 水産業専門技術員」を「参事」に改め、

同表第 1 地方出先機関の欄中「農業審議員」を「農業審議員」に、「土木審議員」を「土木審議員」に、「林政審議員」を「林政審議員」に、「首席林業専門技術員」を「首席林業専門技術員」に、

「研究主幹 首席林業審議員」を「研究主幹」に、「研究主幹 林業専門技術員」を「研究参事 首席林業審議員」に、「研究主幹 水産業専門技術員」を「研究参事 首席水産業専門技術員」に、

事」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 15 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成 3 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 27 号イ中「年間処理羽数が 300,000 を超え、かつ、荒尾市、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町に所在する」を「熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和 48 年熊本県条例第 17 号。以下この号において「条例」という。）別表に規定する」に改め、同号オ、力及びキ中「年間処理羽数が 300,000 を超え、かつ、荒尾市、玉名郡南関町、鹿本郡鹿本町及び菊池郡泗水町に所在する」を「条例別表に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県漁業取締事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 16 号

熊本県漁業取締事務所設置規則の一部を改正する規則

熊本県漁業取締事務所設置規則（平成 9 年熊本県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を削り、「宇土郡三角町」を「宇城市」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 17 号

熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則等の一部を改正する規則

（熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則の一部改正）

第 1 条 熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則（平成 9 年熊本県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を削る。

（熊本県新幹線事務所設置規則の一部改正）

第 2 条 熊本県新幹線事務所設置規則（平成 10 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を削る。

（熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部改正）

第 3 条 熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則（平成 10 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を削る。

（熊本県福岡事務所設置規則の一部改正）

第 4 条 熊本県福岡事務所設置規則（平成 11 年熊本県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を削る。

（熊本県天草空港管理事務所設置規則の一部改正）

第 5 条 熊本県天草空港管理事務所設置規則（平成 11 年熊本県規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を削る。

（熊本県防災消防航空センター設置規則の一部改正）

第 6 条 熊本県防災消防航空センター設置規則（平成 13 年熊本県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 6 項の規定に基づき、」を

削る。
附 則
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉事務所処務規程（昭和 26 年熊本県訓令第 1260 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務課長、総務係長、経理係長」を「総務振興課長、総務振興課課長補佐（地域振興担当を除く。）」に改める。

第 9 条第 1 項中第 16 号を第 17 号とし、第 10 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げる。

第 9 条第 1 項第 9 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同項第 10 号とする。

第 9 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 1 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 事務所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 5 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県東京事務所処務規程（昭和 27 年熊本県訓令第 1638 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「総室・室」を「総室・室・センター」に改める。

第 4 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 6 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和 29 年訓令第 33 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務課長、総務係長及び経理係長並びに」を「総務振興課長、総務振興課課長補佐（地域振興担当を除く。）及び」に改める。

第 8 条第 1 項中第 29 号を第 30 号とし、第 28 号を第 29 号とし、第 27 号を第 28 号とする。

第 8 条第 1 項第 26 号中「薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造業」に、「医療用具の販売業又は賃貸業の届出の受理及び医療用具」を「高度管理医療機器等の販売業・賃貸業の許可の更新、管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業又は賃貸業の届出の受理及び管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）」に改め、同号を同項第 27 号とし、同項第 25 号を同項第 26 号とし、同項第 11 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 10 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 2 号から第 9 号を 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 保健所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 7 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県こども総合療育センター処務規程（昭和 30 年訓令第 1170 号）の一部を次のよう
に改正する。
第 3 条第 8 項中「福祉審議員」の次に「及び医療審議員」を加える。
第 4 条第 6 項中「業務を処理」を「重要な事項を審議」に改める。
第 4 条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次
に次の 1 項を加える。
7 医療審議員は、上司の命を受け、保健医療に関する重要な事項を審議する。
第 6 条中第 20 号を第 21 号とし、第 12 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げる。
第 6 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」
を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 10 号を第 11
号とし、同条第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加
える。
(2) センターの所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。
附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 8 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 433 号）の一部を次のように改
正する。
第 6 条中第 26 号を第 27 号とし、第 25 号を第 26 号とする。
第 6 条第 24 号中「第 4 条」を「第 46 条」に改め、同号を同条第 25 号とし、同条第 23
号中「第 3 条」を「第 45 条」に改め、同号を同条第 24 号とし、同条第 22 号を削り、同条
第 21 号中「動物の医薬品及び用具」を「動物用医薬品及び動物用医療機器」に改め、同号
を同条第 22 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。
(23) 動物用医薬品販売業の許可の更新、動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸
業の許可の更新並びに動物用管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関す
ること。
第 6 条 20 号中「動物用の医薬品及び用具の製造業者、輸入販売業者又は販売業者に、そ
れらの者が製造し、又は販売する医薬品及び用具につき」を「動物用医薬品及び動物用医
療機器の製造販売業者に、その製造販売する動物用医薬品及び動物用医療機器について」
に改め、同号を同条第 21 号とし、同条第 12 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条
第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利
用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 2 号から第 10 号ま
でを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。
(2) 衛生所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免に関すること。
附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 9 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立清水が丘学園処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1233 号）の一部を次のよう
に改正する。
第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。
3 学園に福祉審議員を置くことができる。
第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。
3 福祉審議員は、上司の命を受け、福祉に関する重要な事項を審議する。
第 6 条第 20 号を同条第 21 号とし、同条第 12 号から第 19 号を 1 号ずつ繰り下げ、同条

第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 2 号から第 10 号を 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 学園の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 10 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。
本則中「（総室・室）」を「（総室・室・センター）」に改める。
第 4 条中第 16 項及び第 17 項を削り、第 18 項を第 16 項とし、第 19 項を第 17 項とし、第 20 項を第 18 項とし、第 21 項を削り、第 22 項を第 19 項とし、第 23 項から第 28 項までを 3 項ずつ繰り上げる。
第 5 条中第 41 項及び第 42 項を削り、第 43 項を第 41 項とし、第 44 項から第 48 項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 49 項を削り、第 50 項を第 47 項とし、第 51 項から第 53 項までを 3 項ずつ繰り上げる。
第 8 条中「（総室及び室を含む。以下同じ。）」を「（総室・室・センター）」に、「課長（総室長及び室長を含む。以下同じ。）」を「課（総室・室・センター）長」に改める。
第 9 条中「課」を「課（総室・室・センター）」に改める。
第 15 条第 2 項中「課長」を「課（総室・室・センター）長」に改める。
第 16 条の見出し中「課長等」を「課（総室・室・センター）長」に、同条第 1 項中「課長」を「課（総室・室・センター）長」に、「所管部（局）」を「所管部（局）長」に改める。
別表第 1 中「課（総室・室）」を「課（総室・室・センター）」に改め、

同表健康福祉部の項中

健康福祉政策課	
指導監査課	
生活保護・援護課	
福祉のまちづくり課	
地域医療推進課	
健康づくり推進課	
高齢者支援課	
高齢者いきがい課	
介護保険課	
国保・老人医療課	
少子化対策推進課	
子ども家庭福祉課	
精神保健福祉課	
身体障害福祉課	
知的障害福祉課	

を

健康福祉政策課	
福祉のまちづくり課	
指導監査課	
生活保護・援護課	
少子化対策推進課	
子ども家庭福祉課	
高齢者支援総室	
国保・老人医療課	
障害者支援総室	
健康危機管理課	
健康づくり推進課	
地域医療推進課	

に

健康危機管理
課

に改め、同表環境生活部の項中

「
人権同和対策
課
」を
「
人権同和対策
課
人権センター
」

に改め、同表商工観光労

働部の項中

「
工業振興課
新産業振興課
」を
「
産業支援課
」

に改め、同表

農政部農産課の項中「農産係
食糧係」を削り、同表同部園芸生産流通課の項中「流通振興係」を削る。

別表第2 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表中「課長専決事項」を「課（総室・室・センター）長専決事項」に改め、同表課長専決事項の欄中第39号を第40号とし、第26号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、同項同欄第25号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同項同欄第26号とし、同項同欄中第24号を第25号とし、第2号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

別表第2 2 支出負担行為に係る共通専決事項の表中「課長専決事項」を「課（総室・室・センター）長専決事項」に改める。

別表第3中「課長専決事項」を「課（総室・室・センター）長専決事項」に改め、同表総務部人事課の項第1項知事決裁事項の欄第1号中「吏員担当職」を「吏員相当職」に、「分限」を「分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による場合を除く。）」に改め、同項部（局）長専決事項の欄中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 吏員相当職以上の者の地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限に関する
こと。

別表第3 総務部人事課の項部（局）長専決事項の欄第5号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「同法」に改める。

別表第3 総務部人事課の項第2項課長専決事項の欄中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

1 調整額の発令に関する
こと。

別表第3 総務部人事課の項中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次のように加える。

3 行政組織及び職員の定数に関する こと。	1 行政機関の設置及び改廃に関する こと。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関する こと。		1 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）第3条の規定に基づき組織の改廃等を人事委員会に通知する こと。
--------------------------	---	--	---

別表第3 総務部人事課の項中第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次のように加える。

8 行政手続法及び熊本県行政手続条例の施行に係る事務の指導及び助言に関する こと。			
9 事務能率に関する こと。			
10 所管不明の事務の配分に関する こと。			1 いずれの部（局）課（総室・室・センター）に属するかについて疑義のある事務の所管部（局）課（総室・室・センター）の決定に 関

			すること。
--	--	--	-------

別表第3 総務部行政経営課の項第1項分掌事務の欄中「総合」を削り、同表同部同課の項中第2項を削り、第3項分掌事務の欄中「総合調整」を「調整」に改め、同項を同表同部同課の項第2項とし、同表同部同課の項中第4項、第5項及び第6項を削る。
別表第3 総務部財政課の項第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次のように加える。

2 財政の健全化に係る企画、調整及び推進に関すること。			
-----------------------------	--	--	--

別表第3 総務部市町村総室の項中第7項を削り、第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次のように加える。

2 市町村合併推進に関すること。			
------------------	--	--	--

別表第3 環境生活部自然保護課の項第1項部（局）長専決事項の欄中第20号を第24号とし、第15号から第19号までを4号ずつ繰り下げる。

別表第3 環境生活部自然保護課の項第1項部（局）長専決事項の欄第14号中「第16条第2項及び第3項」を「第10条第2項及び第3項」に改め、同号を同項同欄第18号とし、同項同欄第13号中「第27条の3」を「第43条第1項」に改め、同号を同項同欄第17号とし、同項同欄第12号中「第23条」を「第25条第1項」に改め、同号を同項同欄第16号とし、同項同欄第11号中「第22条第2項」を「第24条第2項」に改め、同号を同項同欄第15号とし、同項同欄第10号中「第20条第4項」を「第14条第4項」に改め、同号を同項同欄第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 同条例第16条第3項の規定による認定をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。

別表第3 環境生活部自然保護課の項第1項部（局）長専決事項の欄第9号を同項同欄第12号とし、同項同欄第8号中「第14条」を「第14条第2項」に改め、同号を同項同欄第11号とし、同項同欄第7号を同項同欄第10号とし、同項同欄第6号中「第40条」を「第56条第2項」に改め、同号を同項同欄第9号とし、同項同欄第5号中「第21条」を「第27条第1項」に改め、同号を同項同欄第8号とし、同項同欄第4号中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改め、同号を同項同欄第7号とし、同項同欄第3号中「第17条第3項及び第18条第3項」を「第13条第3項及び第14条第3項」に改め、「すること」の次に「（環境大臣に協議を要するものに限る。）」を加え、同号を同項同欄第6号とし、同項同欄第2号の次に次の3号を加える。

- 3 自然公園の指定認定機関の指定に関すること。
- 4 自然公園の風景地保護協定の締結に関すること。
- 5 自然公園の公園管理団体の指定に関すること。

別表第3 環境生活部自然保護課の項第1項課長専決事項の欄第1号中「第20条第4項第2号、第5号、第8号及び第9号」を「第14条第4項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号」に改め、同項同欄第3号中「第27条の3」を「第43条第2項」に改める。

別表第3 環境生活部自然保護課の項第2項知事決裁事項の欄第2号から第6号までを削り、同項部（局）長専決事項の欄第1号、第4号及び第5号を削り、同項同欄3号中「同条例第27条の規定による」を削り、同号を同項同欄第5号とし、同項同欄第2号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- 1 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。
- 2 自然環境保全地域に関する保全計画、緑地環境保全地域に関する保全計画及び郷土修景美化地域に関する修景美化計画の策定、廃止及び変更に関すること。
- 3 特別地区及び野生動植物保護地区の指定、指定の解除及び区域の解除及び区域の変更に関すること。

別表第3 環境生活部自然保護課の項中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次のように加える。

3 野生動植物の多様性の保全に関すること。	1 野生動植物の多様性保全基本方針の策定及び変更に関すること。	1 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定の解除に関すること。 2 特定希少野生動植物事業の登録に関すること。 3 生息地等保護区、管理地区及び立入制限地
-----------------------	---------------------------------	---

		区の指定及び指定の解除に関すること。 4 保護管理事業計画の策定、変更及び保護管理事業の認定等に関すること。	
--	--	---	--

別表第3 環境生活部 食の安全・消費生活課の項第1項中「総合」を削る。
 別表第3 環境生活部 食の安全・消費生活課の項中第16項を第17項とし、第2項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次のように加える。

2	食育に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。		
---	--------------------------	--	--

別表第3 環境生活部 人権同和対策課の項中第6項を削り、同表同部の次に次のように加える。

環境生活部	人権センター	1 人権啓発に関すること。			
		2 人権に係る人材育成に関すること。			
		3 人権に係る情報の提供に関すること。			
		4 人権に係る相談に関すること。			

別表第3 商工観光労働部 工業振興課の項中第11項を第12項とし、第10項の次に次のように加える。

11	新事業創出促進法（平成10年法律第152号）の施行に関すること。		
----	----------------------------------	--	--

別表第3 商工観光労働部 工業振興課の項に次の1項を加える。

13	くまもとテクノ産業財団に関すること。		
----	--------------------	--	--

別表第3 商工観光労働部 工業振興課の項を産業支援課の項に改め、同表同部新産業振興課の項を削り、同表同部労働雇用課の項中第8項を削る。

別表第3 農政部 農業団体金融課の項第2項部（局）長専決事項の欄第1号中「第8条」を「第2条」に改め、同項同欄第2号中「同法」を「同条」に改め、同項課長専決事項の欄第1号中「掲げる者」の次に「及び同条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項同欄第2号中「農地等取得資金の貸付適格認定事務、」を削り、「改善計画又は」を「改善計画及び」に改め、「及び特定農産加工資金の事業計画承認事務」の次に「、特定農産加工資金の事業計画承認事務並びに畜産経営環境調和推進資金の処理高度化施設整備計画及び共同利用施設整備計画の認定事務」を加え、同項同欄第3号を次のように改める。

3 熊本県大家畜経営改善支援資金事務取扱要領の規定に基づく大家畜経営改善支援資金の事業計画の承認に関すること。

別表第3 農政部 農業団体金融課の項第2項部（局）長専決事項の欄中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

4 熊本県農産物加工流通施設推進資金特別融資措置要項の規定に基づく農産物加工流通施設推進資金の利子補給の承認に関すること（農業近代化資金助成法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合に限る。）。

5 農業制度資金に係る利子補給及び利子補給補助金に関すること。

別表第3 農政部 経営技術課の項第1項知事決裁事項の欄第1号を削り、同項部（局）長専決事項の欄第1号中「農業改良普及計画」を「普及指導計画」に改め、同項同欄第2号中「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項同欄第3号を次のように改める。

3 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第2項各号に掲げる事務を実施すること。

別表第3 農政部 経営技術課の項第1項部（局）長専決事項の欄第6号中「普及協力委員」

を「普及指導協力委員」に改める。

別表第3農政部畜産衛生課の項第5項部（局）長専決事項の欄中第2号を次のように改める。

2 動物用医薬品又は動物用医療機器の販売業者に対し、条件に対する違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第3農政部畜産衛生課の項第5項課長専決事項の欄中第3号を次のように改める。

3 動物用医薬品販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可（更新に係る許可を除く。）をすること。

別表第3林務水産部林政課の項第9項部（局）長専決事項の欄中第4号を削る。

別表第3林務水産部林政課の項中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3林務水産部森林整備課の項中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

別表第3林務水産部漁政課の項第4項分掌事務の欄中「、小型船舶」を削り、同項課長専決事項の欄第4号を次のように改める。

4 小型漁船の総トン数の測度に係る証明書等の交付及び報告に関する事。

別表第3林務水産部水産振興課の項第4項事務分掌の欄第4項を次のように改める。

4 水産技術の普及及び指導に関する事。

別表第3林務水産部水産振興課の項部（局）長専決事項の欄第4項中第1号を削る。

別表第4中「課長専決事項」を「課（総室・室・センター）長専決事項」に改め、同表総務部危機管理室の項に次の1項を加える。

<p>2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事。</p>	<p>1 同法第2条第2項の規定により指定地方公共機関を指定すること。</p> <p>2 同法第11条第4項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすること。</p> <p>3 同法第12条第1項の規定により国民の保護のための措置の実施に関し他の都道府県知事に応援を求めること。</p> <p>4 同法第14条第1項の規定により市町村長の実施すべき国民の保護のための措置を代行すること。</p> <p>5 同法第15条第1項の規定により自衛隊の部隊等の派遣を要</p>	<p>1 同法第35条第5項又は第8項の規定により市町村の国民の保護のための計画の作成又は変更の協議を受けること。</p> <p>2 同法第42条第1項の規定により、国民の保護のための措置について訓練を実施すること。</p>	<p>1 同法第127条第1項の規定により市町村長及び指定地方公共機関から被災情報の報告を受けること。</p> <p>2 同法第127条第2項の規定により総務大臣に被災情報を報告すること。</p>	
--	--	--	--	--

請すること。

- 6 同法第 21 条
第 3 項の規定により指定公共機関又は指定地方公共機関に対し国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすること。
- 7 同法第 26 条
第 1 項の規定により県対策本部の設置の指定の要請をすること。
- 8 同法第 27 条
第 1 項の規定により県対策本部を設置すること。
- 9 同法第 34 条
第 1 項の規定により国民の保護に関する計画を作成すること。
- 10 同法第 38 条
第 4 項の規定による県国民保護協議会の委員の任命に関すること。
- 11 同法第 38 条
第 7 項の規定による県国民保護協議会の専門委員の任命に関すること。
- 12 同法第 54 条
第 1 項の規定により避難の指示を行うこと。
- 13 同法第 55 条
第 1 項及び第 2 項の規定により避難の指示の解除を行うこと。
- 14 同法第 97 条
第 4 項の規定により対策本部長に対し必要な措

	<p>置を講ずるよう要請すること。</p> <p>15 同法第 99 条第 1 項により緊急通報を発令すること。</p> <p>16 同法第 112 条第 5 項により退避の指示を行うこと。</p> <p>17 同法第 114 条第 2 項により警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずること。</p> <p>18 同法第 148 条第 1 項の規定により避難施設を指定すること。</p>			
--	---	--	--	--

附 則

別表第 5 総務部人事課の項係長専決事項の欄第 2 項中「表 26 の項」を「表 24 の項」に改める。

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県労働相談情報センター処務規程の廃止)
- 2 熊本県労働相談情報センター処務規程(昭和 27 年熊本県訓令第 492 号)は、廃止する。
(熊本県人権センター設置規程の廃止)
- 3 熊本県人権センター設置規程(平成 14 年熊本県訓令第 49 号)は、廃止する。
(熊本県公印規程の一部改正)
- 4 熊本県公印規程(昭和 32 年熊本県訓令甲第 20 号)の一部を次のように改正する。
本則中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。
別表第 1 中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。
別表第 1 番号の項 41 中「障害保健福祉課」を「障害者支援総室」に改める。
別表第 2 の 34 中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。
別表第 3 中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。
(熊本県文書規程の一部改正)
- 5 熊本県文書規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 19 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「総室及び室」を「総室、室及びセンター」に改める。
第 6 条第 2 項中「総務課長」を「総務振興課長」に改め、同条第 4 項中「総務課」を「総務振興課」に改める。
第 9 条第 2 項中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。
第 18 条第 7 号中「又は室長」を「、室長又はセンター長」に、「又は「室長」を「、室長」又は「センター長」に改める。
第 49 条の 2 第 1 項第 2 号中「又は振興調整室長」及び「又は「室長」を削る。
第 52 条第 1 項中「総務課」を「総務振興課」に改める。
別記第 19 号様式の 2 中「総務課」を「総務振興課」に改める。
別表第 1 1 本庁の項中
「健康福祉政策課 健福
指導監査課 指監
生活保護・援護課 生援
福祉のまちづくり課 福祉ま
地域医療推進課 地医推
健康づくり推進課 健づ推

「健康福祉政策課 健福
福祉のまちづくり課 福祉ま
指導監査課 指監
生活保護・援護課 生援

高年齢者支援課 高年齢支 少子化対策推進課 少子対
 高年齢者介護課 高年齢支 少子化対策推進課 少子対
 介護保険課 介護課 国老 子対
 国保・老人医療課 国老 子対
 少子化対策推進課 少子家福
 精神保健福祉課 精神保福
 身体的障害福祉課 身障福
 知的障害福祉課 知障福
 健康危機管理課 健危管

を「人権同和対策課 人同対」に、
 「人権同和対策課 人同対」を「人権同和対策課 人同対」に、
 「工業振興課 工業振」を「産業支援課 産支」に改め、同表 2 地方出先機関の
 項中「振興調整室 宇城振」を「総務振興課 宇城総振」に、
 「農業振興課 宇城農振」を「農業振興課 宇城農振」に、
 「振興調整室 玉名振」を「総務振興課 玉名総振」に、
 「農業振興課 玉名農振」を「農業振興課 玉名農振」に、
 「振興調整室 鹿本振」を「総務振興課 鹿本総振」に、
 「農業振興課 鹿本農振」を「農業振興課 鹿本農振」に、
 「振興調整室 菊池振」を「総務振興課 菊池総振」に、
 「農業振興課 菊池農振」を「農業振興課 菊池農振」に、
 「振興調整室 阿蘇振」を「総務振興課 阿蘇総振」に、
 「農業振興課 阿蘇農振」を「農業振興課 阿蘇農振」に、
 「振興調整室 上益城振」を「総務振興課 上益城総振」に、
 「農業振興課 上益城農振」を「農業振興課 上益城農振」に、
 「振興調整室 八代振」を「総務振興課 八代総振」に、
 「農業振興課 八代農振」を「農業振興課 八代農振」に、
 「振興調整室 芦北振」を「総務振興課 芦北総振」に、
 「農業振興課 芦北農振」を「農業振興課 芦北農振」に、
 「振興調整室 球磨振」を「総務振興課 球磨総振」に、
 「農業振興課 球磨農振」を「農業振興課 球磨農振」に、
 「振興調整室 天草振」を「総務振興課 天草総振」に、
 「農業振興課 天草農振」を「農業振興課 天草農振」に、
 「熊本県工業技術センター 工セ」を「熊本県工業技術センター 工セ」に、
 「熊本県労働相談情報センター 労相」を「熊本県労働相談情報センター 労相」に、
 「熊本県病害虫防除所 病防」を「熊本県病害虫防除所 病防」に、
 熊本県熊本農業改良普及センター 熊本農改
 熊本県宇城農業改良普及センター 宇城農改
 熊本県玉名農業改良普及センター 玉名農改
 熊本県鹿本農業改良普及センター 鹿本農改
 熊本県菊池農業改良普及センター 菊池農改
 熊本県阿蘇農業改良普及センター 阿蘇農改
 熊本県上益城農業改良普及センター 上益城農改
 熊本県八代農業改良普及センター 八代農改
 熊本県芦北農業改良普及センター 芦北農改
 熊本県球磨農業改良普及センター 球磨農改
 熊本県天草農業改良普及センター 天草農改

に改める。

(財産取扱者設置規程の一部改正)

6 財産取扱者設置規程(昭和39年訓令甲第35号)の一部を次のように改正する。
第1条及び第2条第1項中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。

(熊本県工事検査規程の一部改正)

7 熊本県工事検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。
第11条及び第13条第2項中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。

(熊本県職員安全衛生管理規程の一部改正)

8 熊本県職員安全衛生管理規程(平成2年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第4号中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。

(熊本県職務発明等に関する規程の一部改正)

9 熊本県職務発明等に関する規程(平成2年熊本県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。

(熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部改正)

10 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程(平成12年熊本県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。

第10条中「(総室長・室長)」を「(総室長・室長・センター長)」に改める。

(熊本県法制室設置規程)

11 熊本県法制室設置規程(平成13年熊本県訓令第30号)の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「(総室・室)」を「(総室・室・センター)」に改める。

熊本県訓令第11号

本庁各部(局)課(総室・室)
各地方出先機関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県出納局処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。
別表第1課長専決事項の欄第22号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

別表第3管理調達課の項第1項出納局長専決事項の欄第1号中「重要備品」を「1,000万円以上の重要備品」に改め、同項課長専決事項の欄第1号中「重要備品以外」を「1,000万円未満」に改め、同表同課の項第2項分掌事務の欄中「重要備品」を「1,000万円以上の重要備品」に、「その他」を「その他の」に改め、同項出納長決裁事項の欄に次の1号を加える。

1 1,000万円以上の重要備品を取得するときの合議に関すること。

別表第3管理調達課の項第2項出納局長専決事項の欄第1号を削り、同欄第2号中「1,000万円未満の物品」を「価格又は評価額が1,000万円以上の重要備品」に改め、同号を同項同欄第1号とし、同項同欄第3号から第6号までを削り、同項課長専決事項の欄に次の3号を加える。

1 物品取扱規則第9条の規定による寄附により価格又は評価額が1,000万円未満の物品を取得するときの合議に関すること。

2 教育委員会及び警察本部所管が所管する重要備品の不用決定をしようとするときの合議に関すること。

3 物品取扱規則第17条の規定に基づき、物品を貸付け又は譲与し、若しくは適正評価額から減額した対価で譲渡しようとするときの合議に関すること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部(局)課(総室・室)
各地方出先機関

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県林業研究指導所処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「首席林業専門技術員」を「林政審議員」に、「主幹林業専門技術員、林業専門技術員」を「主幹」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 林政審議員は、上司の命を受け、林政に関する重要な事項を審議する。

第4条中第8項を第9項とし、第4項から第8項までを1号ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 主幹は、特命の担当事務を処理する。

第6条中第22号を第23号とし、第12号から第21号までを1号ずつ繰り下げる。

第6条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第2号から第10号を1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1項を加える。

(2) 研究指導所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免に関すること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部(局)課(総室・室)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県八代児童相談所処務規程(昭和45年熊本県訓令第4号の4)の一部を次のように改正する。

第4条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とする。

第4条第10号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1項を加える。

(2) 相談所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部(局)課(総室・室)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県食肉衛生検査所処務規程(昭和48年熊本県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 検査所に勤務する技術吏員は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項の規定により知事に命ぜられたと畜検査員とする。

第5条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部(局)課(総室・室)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県ダム管理所処務規程(昭和48年熊本県訓令第67号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第2項中「主幹」を「課長補佐、主幹」に改める。

第6条第1項第13号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

第6条第2項中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1項を加える。

(11) 別に支出負担行為の決裁を経ている5,000万円以上の支出負担行為書の作成(用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。)をすること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 16 号本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 1 項第 5 号中「判定課」を「心理判定課」に改める。
- 第 2 条第 2 項中「判定課に心理判定第一係、心理判定第二係及び理学判定係」を「障害相談課に障害相談係及び身体障害者手帳係を、心理判定課に心理判定第一係及び心理判定第二係」に改める。
- 第 5 条障害相談課の項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。
- (4) 身体障害者手帳に関すること。
- (5) 身体障害者への更生医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。
- 第 6 条中第 22 号を第 26 号とする。
- 第 6 条中第 21 号を第 22 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。
- (23) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定による医師の指定に関する事（行政手続法（平成 5 年法律第 188 号）第 13 条第 1 項に規定する聴聞の機会の付与に関する事を含む。）。
- (24) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付及び第 16 条第 2 項の規定による身体障害者手帳の返還に関する事（行政手続法第 13 条第 1 項に規定する聴聞の機会の付与に関する事を含む。）。
- (25) 身体障害者福祉法第 19 条の 2 第 1 項の規定による医療機関の指定及び同条第 4 項の規定による聴聞の機会の付与に関する事（行政手続法第 13 条第 1 項に規定する聴聞の機会の付与に関する事を含む。）。
- 第 6 条第 20 号を同条第 21 号とし、同条第 12 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 2 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。
- (2) 相談所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 17 号本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

- 第 6 条第 1 項第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。
- 別表第 1 果樹研究所の項中「下益城郡松橋町」を「宇城市松橋町」に改め、同表高原農業研究所の項中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市一の宮町」に改める。
- 別表第 2 畜産研究所の項中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市西湯浦」に改める。
- 別表第 3 農産園芸研究所作物研究室の項中「上益城郡矢部町」を「上益城郡山都町上寺」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 18 号本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県水産研究センター処務規程（平成 2 年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

- 第 3 条第 6 項を削る。
- 第 4 条第 11 項を削る。
- 第 5 条企画情報室の項第 2 号中「、普及、指導及び研修」を削り、同項第 3 号を同項第

4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水産技術の普及、指導及び研修に関すること。

第6条第1項第23号を第24号とし、同項第12号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、第2号から第9号を1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) センターの所掌事務に係る法令の規定による補職の命免に関すること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県漁業取締事務所処務規程(平成9年熊本県訓令第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第22号を同条第23号とし、同条第12号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事務所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程(平成9年熊本県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第4項中「主幹」を「課長補佐、主幹」に改める。

第6条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

第6条中第30号を第31号とし、第23号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 別に支出負担行為の決裁を経ている5,000万円以上の支出負担行為書の作成(用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。)をすること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県新幹線事務所処務規程(平成10年熊本県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

第5条中第25号を第26号とし、第18号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 別に支出負担行為の決裁を経ている5,000万円以上の支出負担行為書の作成(用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。)をすること(新幹線熊本事務所に限る。)

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 22 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 21 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 事務所に、次の課を置く。

- (1) 用地調整課
- (2) 計画課
- (3) 工務課

第 3 条中「主幹」を「土木審議員、次長、主幹」に改める。

第 4 条中第 3 項を第 5 項とする。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 土木審議員は、上司の命を受け、土木行政に関する重要な事項を審議する。

第 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。

第 5 条調整課の項中第 4 号から第 6 号までを次のように改める。

- (4) 経理に関する事。
- (5) 財産に関する事。
- (6) 用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。

第 5 条調整課の項に次の 1 号を加える。

(7) その他他課に属しない事。

第 5 条中調整課の項を用地調整課の項に改める。

第 5 条計画課の項第 1 号中「都市施設の整備」を「都市基盤整備の計画」に改め、同項
の次に次のように加える。

工務課

(1) 熊本駅周辺地域等の都市基盤整備に係る工事の調査、設計及び監督に関する事。

第 6 条第 11 号を同条第 26 号とし、同条第 10 号中「第 5 号から第 7 号まで」を「第 7 号
から第 11 号まで」に改め、同号を第 12 号とし、同号の次に次の 13 号を加える。

(13) 通知、照会、回答、報告、申請その他の往復文書に関する事。

(14) 図書及び印刷物の発行に関する事。

(15) 前条用地調整課の項第 6 号に定める事務に係る登記及び供託に関する事。

(16) 前条用地調整課の項第 6 号に定める事務に係る 2,000 万円未満の測量、調査の委
託に関する事。

(17) 5,000 万円未満の支出負担行為（用地等の買収及び損失補償に限る。）をすること。

(18) 別に支出負担行為の決裁を経ている 5,000 万円以上の支出負担行為書の作成（用
地等の買収及び損失補償に係るものに限る。）をすること。

(19) 400 万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

(20) 1,000 万円未満の支出負担行為（第 16 号に定める委託以外の委託に限る。）をす
ること。

(21) 200 万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。

(22) 報酬、賃金及びこれに伴う各種保険料の支出負担行為をすること。

(23) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。

(24) 100 万円未満の支出負担行為（第 16 号から前号までに定めるものを除く。）をす
ること。(25) 熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 7 条第 4 項の規定に基づく会
計職員の任免に関する事。第 6 条第 9 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」
を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 8 号を第
10 号とし、同条第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 4 号を第 5 号とし、同
号の次に次の 1 号を加える。(6) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補
助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

第 6 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 通勤手当及び住居手当の決定に関する事。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決する
ことができる。2 前項の場合において、次長が不在であるときは、所長があらかじめ指定した吏員がそ
の事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 23 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本農政事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）農業普及指導課

第 4 条第 1 項中「並びに所属の地域農業改良普及センター（以下「所属出先機関」という。）」を削る。

第 5 条総務課の項第 2 号、第 3 号及び第 5 号中「及び所属出先機関」を削る。

第 5 条農業振興課の項の次に次の 1 項を加える。

農業普及指導課

（1）農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条第 2 項各号に規定する事務に関する事。

第 6 条第 1 項各課共通に属する事項の項第 2 号中「及び所属出先機関」及び「（所属出先機関長専決事項に係るものを除く。）」を削り、同項第 7 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同項総務課に属する事項の項第 3 号中「（所属出先機関長専決事項に係るものを除く。）」を削り、同項農業振興課に属する事項の項第 10 号中「掲げる者」の次に「及び同条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関の同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者」を加え、「承認を行う」を「承認に関する」に改め、同項第 12 号中「第 8 条」を「第 2 条」に改め、同項第 14 号中「、21 農業経営転換推進資金及び 21 女性等起業化推進資金」を「及び地産地消農産加工等推進資金」に改め、「事業計画」の次に「及び利子補給」を加え、同項第 15 号中「（農業近代化資金助成法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に対する融資に係るものに限る。）」を「（農業近代化資金助成法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合を除く。）」に改め、同項第 18 号中「認定」の次に「及び利子補給の承認」を加え、同項第 24 号中「農業経営基盤強化資金」を「農業経営改善関係資金」に改め、同項農業振興課の項の次に次の 1 項を加える。

○ 農業普及指導課に属する事項

（1）事務所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免に関する事。

（2）青年等の就農促進のための資金の貸付に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）の規定に基づく就農計画の認定（変更認定を含む。）に関する事。

第 6 条第 1 項中地域農業改良普及センターに属する事項の項を削り、同条第 2 項中「（所属出先機関にあっては、所属出先機関長。次項において同じ。）」を削り、同項第 1 号中「（所属出先機関にあっては、所属出先機関の職員）」を削る。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 24 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各課共通に属する事項の項第 7 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同項第 27 号を第 28 号とし、同項第 23 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 22 号の次に次の 1 号を加える。

（23）別に支出負担行為の決裁を経ている 5,000 万円以上の支出負担行為書の作成（用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。）をすること。

第 6 条第 1 項管理課に属する事項第 14 号ア中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同号オ及びカを削り、同号キを同号オとし、同号クを同号カとし、同号に次のように加える。

キ 法第 27 条の規定に基づく監督処分に関する事。

ク 法第 28 条の規定に基づく損失の補償に関する事。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 25 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県地域振興局処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

本則中「（室）」を削る。

第 3 条第 2 項中「及び各室」、「それぞれ」及び「及び室長」を削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「振興調整室及び」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を同条第 7 項とし、同条第 9 項を同条第 8 項とし、同条第 10 項を同条第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

10 総務振興課に、課長補佐及び主幹を置くことができる。

第 4 条第 1 項中「並びに所属の地域農業改良普及センター」を削り、同条第 7 項中「又は振興調整室」を削る。

第 6 条の見出し及び第 1 項中「室及び」を削る。

第 6 条第 1 項振興調整室の項第 3 号中「総合調整」を「調整」に改め、同項第 15 号を第 28 号とし、同項第 7 号から第 14 号までを 13 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「総合調整」を「調整」に改め、同号を同項第 19 号とし、同項第 5 号を第 18 号とし、同項第 4 号の次に次の 13 号を加える。

(5) 公印（委任出納員印を除く。）に関する事。

(6) 振興局及び所属出先機関の職員の人事及び服務に関する事。

(7) 振興局、保健所、福祉事務所、所属出先機関及び市房ダム管理所（球磨地域振興局に限る。）の経理に関する事。

(8) 文書に関する事。

(9) 振興局及び所属出先機関の職員の福利厚生に関する事。

(10) 総合庁舎の庁舎等の管理に関する事。

(11) 振興局及び所属出先機関事務の連絡調整に関する事。

(12) 旅券の発給に関する事。

(13) 選挙及び直接請求に関する事。

(14) 自衛隊員の募集に関する事。

(15) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に関する事。

(16) 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関する事。

(17) 鉄砲及び火薬類に関する事。

第 6 条第 1 項中振興調整室の項に次の 1 項を加える。

(29) その他他課に属しない事。

第 6 条第 1 項中振興調整室の項を総務振興課の項に改め、総務部総務課（上益城地域振興局を除く。）の項を削り、農林（水産）部農業振興課の項の次に次のように加える。

農林（水産）部農業普及指導課

(1) 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条第 2 項各号に規定する事務に関する事。

第 6 条第 1 項農林（水産）部林務課（球磨地域振興局を除く。）の項第 2 号中「林業の改良普及」を「林業技術についての普及及び指導」に改め、同項同部同課の項第 15 号を削り、同項同部同課の項第 16 号を第 15 号とし、同項同部同課の項第 17 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項同部同課の項第 23 号中「、小型船舶」を削り、同号を第 22 号とし、同項同部同課の項第 24 号を第 23 号とし、同項同部同課の項第 25 号を第 24 号とし、同項同部同課の項第 26 号中「水産業の改良普及」を「水産技術の普及及び指導」に改め、同号を同項同部同課の項第 25 号とし、同項農林部林務課（球磨地域振興局に限る。）の項第 6 号中「水産業の改良普及」を「水産技術の普及及び指導」に改め、同項農林水産部水産課の項第 5 号中「、小型船舶」を削り、同項同部同課の項第 8 号中「水産業の改良普及」を「水産技術の普及及び指導」に改め、同項土木部企画調査（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項第 16 号を次のように改める。

(16) 公営住宅等の中間検査に関する事。

第 7 条第 1 項中室及び各課共通に属する事項の項を各課共通に属する事項の項に改める。

第 7 条第 1 項振興調整室に属する事項の項中第 5 号を第 7 号とし、第 1 号から第 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

(1) 振興局の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。

(2) 所属職員の熊本県職員服務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2）の規定に基づく服務に関する事（部長専決事項に係るものを除く。）。

第 7 条第 1 項中振興調整室に属する事項の項を総務振興課に属する事項の項に改め、総務部総務課に属する事項の項を削る。

第 7 条第 1 項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第 6 号ア中「第 15 条第 2 項及び第 3 項」を「第 10 条第 2 項及び第 3 項」に改め、同号イ中「第 17 条第 3 項及び第 18 条第 3 項」を「第 13 条第 3 項及び第 14 条第 3 項」に改め、同号カを同号キとし、同号オを同号カとし、同号エ中「第 40 条第 1 項」を「第 56 条第 1 項」

に、「協議し」を「協議に關すること（）」に、「」に關すること」を「）」に改め、同号工を同号オとし、同号ウ中「第39条第4項」を「第55条第4項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 法第16条第3項の規定に基づく認定に關すること。

第7条第1項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第7号ア中「第16条第2項及び第3項」を「第10条第2項及び第3項」に改め、同号イ中「第20条第4項」を「第14条第4項」に改め、同号工を同号オとし、同号ウ中「第27条の3」を「第43条第1項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 条例第16条第3項の規定に基づく認定に關すること。

第7条第2項室及び各課共通に属する事項の項第13号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同項第36号を同項第37号とし、同項第31号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の1号を加える。

(31) 別に支出負担行為の決裁を経ている5,000万円以上の支出負担行為書の作成（用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。）をすること。

第7条第2項中室及び各課共通に属する事項の項を各課共通に属する事項の項に改める。

第7条第2項振興調整室に属する事項の項第4号中「総務課」を「総務振興課」に改め、同号を同項第14号とし、同項第1号から第3号までを10号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第10号までとして次の10号を加える。

(1) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に關すること。

(2) 庁舎及び附属施設の清掃、維持補修及び警備等の業務並びに電話交換業務の委託に關すること。

(3) 報酬、賃金及びこれらに伴う各種保険料の支出負担行為をすること。

(4) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。

(5) 通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定に關すること。

(6) 扶養親族に係る届出に關すること。

(7) 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に關すること。

(8) 支出命令に關すること。

(9) 物品の取得、管理及び処分に關すること。

(10) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。）に關する事務

ア 法第11条第1項ただし書及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条の規定による火薬類の貯蔵に係る指示に關すること。

イ 法第17条の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に關すること。

ウ 法第25条の規定による火薬類消費許可に關すること。

第7条第2項中総務部総務課に属する事項（上益城地域振興局を除く。）の項を削り、総務部総務課に属する事項（上益城地域振興局に限る。）の項を総務部総務振興課に属する事項（上益城地域振興局に限る。）の項に改める。

第7条第2項農林（水産）部農業振興課に属する事項の項第4号中「掲げる者」の次に、「及び同条第2項第1号に掲げる融資機関の同条第1項第2号から第4号までに掲げる者」を加え、「承認を行うこと」を「承認に關すること」に改め、同項第6号中「第8条」を「第2条」に改め、同項第8号中「21農業経営転換推進資金及び21農業女性等起業化推進資金」を「及び地産地消農産加工等推進資金」に改め、「事業計画」の次に「及び利子補給」を加え、同項第9号中「（農業近代化資金助成法第2条第1項第1号に掲げる者に対する融資に係るものに限る。）」を「（農業近代化資金助成法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合を除く。）」に改め、同項第12号中「認定」の次に「及び利子補給の承認」を加え、同項第18号中「農業経営基盤強化資金」を「農業経営改善関係資金」に改め、同項の次に次の1項を加える。

○ 農林（水産）部農業普及指導課に属する事項

(1) 青年等の就農促進のための資金の貸付に關する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定に基づく就農計画の認定（変更認定を含む。）に關すること。

第7条第2項中地域農業改良普及センターに属する事項の項を削る。

第7条第2項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第25号ア中「第17条第3項第2号、第5号、第8号及び第9号」を「第13条第3項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号」に改め、同号イ中「第40条」を「第56条第3項」に改め、同項第26号ア中「第20条第4項第2号、第5号、第8号及び第9号」を「第14条第4項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号」に改め、同号イ中「第27条の3」を「第43条第2項」に改め、同項第28号を次のように改める。

(28) 熊本県野生動植物の多様性の保全に關する条例（平成16年熊本県条例第19号）第35条第8項及び第10項の規定に基づく届出に關すること。

第7条第2項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第30号中「小型船舶の船籍及び総トン数の測定に關する政令」を「小型漁船の総トン数の測定に關する政令」に、「船籍票の交付、書換え、再交付及び検認並びに船籍票の謄本又は抄本」を「総トン数に關する証明書」に改める。

第7条第2項農林（水産）部水産課に属する事項の項第4号中「小型船舶の船籍及び総

トン数の測度に関する政令」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令」に改め、「昭和28年政令第259号）」を削り、「船籍票の交付、書換え、再交付及び検認並びに船籍票の謄本又は抄本」を「総トン数に関する証明書」に改め、同項土木部維持管理課に属する事項第14号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同項同部同課の項同号中オ及びカを削り、キをオとし、クをカとし、同号に次のように加える。

キ 法第27条の規定に基づく監督処分に関すること。

ク 法第28条の規定に基づく損失の補償に関すること。

第7条第2項土木部維持管理課に属する事項第17号ア中「措置命令」を「許可の取消し」に、「許可の取消し」を「違反に対する措置」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 条例第17条の2第2項に規定する保管物件一覧簿の閲覧に関すること。

第7条第2項第17号に次のように加える。

エ 条例第17条の6に規定する保管物件等を返還する場合の手續に関すること。

第7条第3項第3号中「表17の項」を「表18の項」に改める。

第10条中第3項を削る。

第11条（見出しを含む。）中「室長」を「総務部長」に改め、第2項を削る。

附則中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

別表中「部（室）課」を「部課」に改める。

別表熊本県宇城地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県玉名地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県鹿本地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、

「

福祉課	保健福祉係 福祉保護係
-----	----------------

」を「

福祉課	保健福祉係
-----	-------

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県菊池地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県阿蘇地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、

「

福祉課	保健福祉係 福祉保護係
-----	----------------

」を「

福祉課	保健福祉係
-----	-------

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県上益城地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県八代地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を

「農業普及指導課
農地整備課」に改める。

別表熊本県芦北地域振興局の項中「振興調整室」を削り、

「

総務課	総務係
-----	-----

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、

「

	経理係
--	-----

」を「

--	--

」を「

福祉課	保健福祉係 福祉保護係
-----	----------------

」に、「農地整備課」を「

福祉課	保健福祉係
-----	-------

」に、「農地整備課」を「

--	--

」に改める。

別表熊本県球磨地域振興局の項中「振興調整室」を削り、「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を「

--	--

」に改める。

別表熊本県天草地域振興局の項中「振興調整室」を削り、「

総務課	総務係 経理係
-----	------------

」を「

総務振興課	
-------	--

」に、「農地整備課」を「

--	--

」に改める。

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 熊本県地域農業改良普及センター処務規程（昭和33年熊本県訓令甲第41号）は、廃止する。

熊本県訓令第26号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程（平成15年熊本県訓令第35号）
の一部を次のように改正する。

- 第2条中「総室・室」を「総室・室・センター」に改める。
- 第4条中「ただし」の次に「、別表第2中の部次長専決事項については、当該次長の担当課として部長があらかじめ指定した課の区分に応じて専決するものとし」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 健康福祉部の総室に限り、前条及び前項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に規定する課（総室・室・センター）長専決事項のうち、あらかじめ総室長が指定した事項については、総室次長が専決することができる。
- 第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
（部長専決事項の代決の特例）
- 第5条 県庁処務規程第15条の規定にかかわらず、健康福祉部長専決事項のうち、あらかじめ部長の指示を受けた事項に限り、部長が不在であるときは、医監がその事項を代決することができる。この場合において、医監が不在であるときは、その事項の所管課の担当部次長がその事項を代決することができる。
- 別表第2中「課（総室・室）長専決事項」を「課（総室・室・センター）長専決事項」に改める。
- 同表健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉政策課	1 健康福祉政策課、福祉のまちづくり課、指導監査課、生活保護・援護課、少子化対策推進課及び子ども家庭福祉課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関する				
-------	---------	--	--	--	--	--

		こと。				
		2 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。				
		3 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。				
		4 社会福祉審議会に関すること。				
		5 保健、福祉の情報企画に関すること。				
		6 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。				
		7 健康福祉部長室に関すること。				
健康福祉部	福祉のまちづくり課	1 地域福祉の推進に関すること。				
		2 社会福祉法の施行に関すること（他課（総室）の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法第 32 条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第 62 条第 2 項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定による施設経営の取消し又は同条第 3 項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第 45	1 同法第 20 条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第 56 条の規定による監督に関すること。 3 同法第 58 条の規定による監督に関すること。	1 同法第 21 条の規定による関係職員の訓練に関すること。	

				条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。		
		3 熊本県高齢者・障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）に基づく施策の企画及び総合調整に関すること。				
		4 民生委員に関すること。				
		5 地域福祉基金に関すること。				
健康福祉部	指導監査課	1 社会福祉法人及び社会福祉事業を営業者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。				
健康福祉部	生活保護・援護課	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること。		1 同法第41条第3項の規定による保護施設の設置の認可をすること。 2 同法第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により医療機関等を指定すること。 3 同法第51条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により	1 同法第23条第1項の規定による事務監査に関すること。 2 同法第43条の規定による保護施設の指導に関すること。 3 同法第44条の規定による保護施設に係る立入検査等に関すること。 4 同法第53条（同法第55条において準用する場	1 非指定医療機関の診療報酬額の審査決定に関すること。

			<p>指定医療機関等の指定を取消すこと。</p> <p>4 同法第 54 条の 2 第 1 項の規定により介護機関を指定すること及び同条第 4 項の規定により指定介護機関の指定を取消すこと。</p> <p>5 同法第 64 条の規定による不服申立の受理及び裁決に関すること。</p> <p>6 生活保護の特別基準を設定すること。</p>	<p>合を含む。)の規定による医療費の審査決定に関すること。</p> <p>5 同法第 53 条第 4 項 (同法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の支払に関する事務の委託に関すること。</p> <p>6 同法第 54 条の 2 第 4 項の規定による介護給付費の審査決定及び支払に関する事務の委託に関すること。</p> <p>7 同法第 73 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号による県費負担金の交付決定に関すること。</p>	
	<p>2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p>				<p>1 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 (明治 32 年法律第 93 号) の施行に関すること。</p>
	<p>3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。</p>		<p>1 未帰還者留守家族等援護法 (昭和 28 年法律第 161 号) による諸給与金の支給を決定すること。</p> <p>2 未帰還者に関する特別措置法 (昭和 34 年法律第 7</p>	<p>1 未帰還者の死亡 (戦時死亡宣告を含む) 公報発行を決定すること。</p> <p>2 同法による弔慰料の支給を決定すること。</p>	<p>1 未帰還者の調査研究に関すること。</p>

			号)による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。		
	4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に関すること。		<p>1 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)の規定による裁定をすること。</p> <p>2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)の規定による裁定をすること。</p> <p>3 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の規定による裁定をすること。</p> <p>4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)の規定による裁定をすること。</p> <p>5 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲記勲章等の交付をすること。</p>	1 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定による療養給付等を認定すること。	<p>1 恩給法(大正12年法律第48号)による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達をすること。</p> <p>2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍属の履歴の証明書を発行すること。</p> <p>3 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金等の請求書の調査又は進達をすること。</p> <p>4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保生業資金貸付又は買上適格者の内定又は内申をすること。</p> <p>5 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。</p> <p>6 受給権調査に関すること。</p>

		5 <u>引揚者援護に関すること。</u>			1 <u>引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）等の規定による認定をすること。</u> 2 <u>引揚者援護住宅の管理に関すること。</u>	1 <u>引揚者国庫債券の担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。</u>
		6 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（同法に規定する生計困難者のための事業に関することに限る。）。</u>		1 <u>同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。</u> 2 <u>同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。</u> 3 <u>同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同法第3項の制限若しくは停止をすること。</u> 4 <u>同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</u>	1 <u>同法第20条の規定による指導監督に関すること。</u> 2 <u>同法第56条の規定による監督に関すること。</u> 3 <u>同法第58条の規定による監督に関すること。</u>	1 <u>同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。</u>
		7 <u>医療扶助審議会に関すること。</u>				
健康福祉部	少子化対策推進課	1 <u>少子化対策の推進に関すること。</u>				
健康福祉部	子ども家庭福祉課	1 <u>児童の福祉に関すること（少子化対策推進課及び障害者支援総室の分掌事務に</u>	1 <u>熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）第13条の規定</u>	1 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定による児童福祉施設</u>	1 <u>同法第6条の3の規定による里親及び保護受託者の認定に関すること。</u>	1 <u>同法の規定により設置された児童福祉施設の保護単価又は保育単価の決定に関</u>

		<p>係るものを除く。)</p>	<p>による徴収金の減免をすること。</p>	<p>の設置の認可に関すること。</p>	<p>2 同法第 46 条の規定による児童福祉施設の最低基準実施の監督に関すること。 3 同法第 18 条の 8 の規定による保育士試験に関すること。</p>	<p>すること。 2 児童保護に必要な物資等の配分に関すること。 3 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 33 年日本国有鉄道公示第 326 号）第 23 条から第 27 条までの規定による児童福祉施設に対する鉄道運賃割引に関すること。</p>
	<p>2 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。</p>	<p>1 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 15 条の規定による貸付金の償還の免除に関すること。</p>	<p>1 同法第 14 条の規定による母子福祉資金及び同法第 32 条第 3 項において準用する同法第 14 条の規定による寡婦福祉資金の貸付に関すること。 2 同法第 22 条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第 33 条第 4 項において準用する同法第 22 条の規定による寡婦日常生活支援事業に係る立入検査等に関すること。 3 同法第 23 条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第 33 条第 4</p>			<p>1 同規則第 5 条の規定による身元保証の契約の締結に関すること。</p>

				<p>項において準用する同法第23条の規定による寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>4 熊本県母子家庭等の身元保証に関する条例施行規則（昭和34年規則第32号）第3条の規定による保証の決定に関すること。</p>		
		<p>3 児童扶養手当に関すること。</p>		<p>1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第18条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。</p>		<p>1 同法第6条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>2 同法第8条の規定による手当の額の改定に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>3 同法第14条及び第15条の規定による手当の支給制限に関すること。</p> <p>4 同法第28条の規定による届出に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>5 同法第29</p>

					条及び第 30 条の規定による受給資格者の調査等に関すること。
		4 児童手当に関すること。		1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監査をすること。	
		5 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（障害者支援総室の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に関することに限る。）。	1 同法第 32 条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第 62 条第 2 項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定による施設経営の取消し又は同条第 3 項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第 45 条の規定による仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第 20 条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第 56 条の規定による監督に関すること。 3 同法第 58 条の規定による監督に関すること。	1 同法第 21 条の規定による関係職員の訓練に関すること。
		6 児童相談所、保育大学校及び清水が丘学園に関すること。			
		7 保育士試験委員会に関すること。			
		8 児童虐待の防止に関すること。			
健康 福祉	高齢 者支	1 高齢者支援総室、国保・			

部	援総室	老人医療課及び障害者支援総室に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 高齢者保健・福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。				
		3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関すること。	1 同法第15条第4項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可に関すること。 2 同法第19条の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。	1 同法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設及び同条第2項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る立入検査等に関すること。	1 同法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。 2 同法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出を受理すること。 3 同法第15条の2の規定による前条第2項の変更届出を受理すること。	
		4 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関することに限る。）。)	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。	

			<p>による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。</p> <p>4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</p>		
5 介護老人保健施設の開設及び変更許可に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。			1 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可に関すること。		
6 高齢者のいきがい及び生活支援に関すること。					
7 老人保健法（昭和57年法律第80号）の施行に関すること（老人医療制度に係るものを除く。）。			<p>1 保健事業実施計画の総合調整に関すること。</p> <p>2 市町村に代わって医療以外の保健事業の一部を行うこと。</p> <p>3 健康診査管理指導事業の実施に関すること。</p>		
8 介護保険法の施行に関すること。			<p>1 同法第70条、第79条、第86条及び第107条の規定による指定居宅サービス事業者等の指定に関すること。</p> <p>2 同法第77条、第84条、第92条及び</p>	<p>1 同法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可に関すること。</p> <p>2 同法第95条の規定によ</p>	<p>1 同法第24条の規定による帳簿書類の提示等に関すること。</p> <p>2 同法第75条、第82条、第89条及び第108条の規定による指定居宅サービス事業者等の指</p>

				<p>第 114 条の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消しに関すること。</p> <p>3 同法第 104 条の規定による介護老人保健施設の許可の取消しに関すること。</p> <p>4 同法第 103 条の規定による介護老人保健施設に対する業務運営の改善命令に関すること。</p>	<p>る介護老人保健施設の管理者の承認に関すること。</p> <p>3 同法第 102 条の規定による介護老人保健施設の変更命令に関すること。</p>	<p>定事項に係る変更等の届出に関すること。</p> <p>3 同法第 76 条、第 83 条、第 90 条及び第 112 条の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること。</p> <p>4 同法第 99 条の規定による介護老人保健施設の変更の届出に関すること。</p> <p>5 法第 100 条の規定による介護老人保健施設に対する報告等に関すること。</p>
		9 その他、介護保険の推進に関すること。				
健康福祉部	国保・老人医療課	<p>1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第 17 条の規定による組合の設立の認可をすること。</p> <p>2 同法第 32 条の規定による解散の認可をすること。</p> <p>3 同法第 84 条の規定による国民健康保険団体連合会の設立を認可をすること。</p>	<p>1 同法第 41 条の規定による保険医、保険薬剤師及び保険医療機関を指導すること。</p> <p>2 同法第 109 条の規定により国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を指導及び監督する。</p> <p>3 同法第 114 条の規定により保険医、保険薬剤師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をす</p>	<p>1 同法第 12 条の規定による協議を受けること。</p>	<p>1 同法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 23 条の規定による国民健康保険組合の役員への届出を受理すること。</p> <p>2 同規則第 36 条の規定による国民健康保険団体連合会の役員への届出を受理すること。</p> <p>3 同規則第 43 条の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の毎月の事</p>

				ること。		業状況の報告 を受理するこ と。
		2 老人保健法 (昭和 57 年 法律第 80 号) の施行に關す ること。(老 人医療制度に 係るものに限 る。)		1 同法第 27 条の規定によ り保険医療機 関等及び保険 医等を指導す ること。 2 同法第 31 条の規定によ り開設者で あった者等に 対し報告等を 命じ、又は保 険医療機関等 の開設者若し くは管理者、 保険医等その 他の従業者等 に対し出頭を 求める等の措 置をすること。 3 同法第 44 条の規定によ り医師等に対 し診療録の提 示を命ずる等 の措置をす ること。		
		3 国民健康保 険審査会に關 すること。				
健康 福祉 部	障害 者支 援総 室	1 障害保健・ 福祉に係る施 策の企画・調 整に關すること。				
		2 社会福祉法 の施行に關す ること。(身 体障害者福祉 法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定す る身体障害者 居宅生活支援 事業、身体障 害者相談支援		1 同法第 32 条の規定によ る社会福祉法 人の設立の認 可をすること。 2 同法第 62 条第 2 項の規 定による施設 設置の許可を すること。 3 同法第 72	1 同法第 20 条の規定によ る指導監督に 關すること。 2 同法第 56 条の規定によ る監督に關す ること。 3 同法第 58 条の規定によ る監督に關す	1 同法第 21 条の規定によ る関係職員 の訓練に關す ること。

事業、手話通
訳事業、身体
障害者生活訓
練等事業、同
法に規定する
身体障害者更
生援護施設を
経営する事業
等に関するこ
と、精神保健
及び精神障害
者福祉に關す
る法律（昭和
25 年法律第
123 号）に定
める精神障害
者社会復帰施
設を經營する
事業等に関する
こと及び知的
障害者福祉
法（昭和 35
年法律第 37
号）に規定す
る知的障害者
居宅生活支援
事業、知的障
害者相談支援
事業、同法に
規定する知的
障害者援護施
設を經營する
事業、児童福
祉法（昭和
22 年法律第
164 号）に規
定する児童居
宅生活支援事
業、同法に規
定する児童福
祉施設（知的
障害児施設、
知的障害児通
園施設、盲ろ
うあ児施設、
肢体不自由児
施設又は重症
心身障害児施
設（以下「知

条第 1 項及び
第 2 項の規定
による施設經
営の取消し又
は同条第 3 項
の制限若しく
は停止をする
こと。
4 同法第 45
条の規定によ
り仮理事又は
特別代理人を
選任すること。

ること。

	<p>的障害児等施設」という。)に限る。)を <u>経営する事業等に関するこ とに限る。)</u></p>				
	<p>3 <u>精神保健及 び精神障害者 の福祉に関する こと。</u></p>		<p>1 <u>精神保健及 び精神障害者 福祉に関する 法律第 19 条 の規定により 指定病院を指 定し、又は同 法第 19 条の 9 第 1 項の規 定によりその 指定を取り消 すこと。</u> 2 <u>同法第 50 条の 2 の 5 の 規定による施 設の設備若し くは運営の改 善又はその事 業の停止若し くは廃止を命 ずること。</u></p>	<p>1 <u>同法第 18 条の規定によ る指定医の指 定を内申する こと。</u> 2 <u>同法第 50 条の 2 の 4 の 規定による監 督に関するこ と。</u> 3 <u>同法第 50 条の 3 の 3 の 規定による監 督に関するこ と。</u></p>	<p>1 <u>同法第 23 条から第 26 条の 2 までの 規定による申 請、通報又は 届出を受理す ること（同法 第 23 条、第 24 条及び第 26 条の 2 の 規定による申 請、通報又は 届出については、地域保健 法施行令（昭 和 23 年政令 第 77 号）第 1 条に規定す る市（以下こ の項において 「政令市」と いう。）の区 域におけるも のに限る。）。 2 <u>前号の申請、 通報又は届出 について、同 法第 27 条第 1 項の規定に より指定医に 診察を命ずる こと（政令市 の区域におけ るものに限 る。）。 3 <u>同法第 28 条の規定によ り前号の規定 による命令に 係る診察の通 知をすること （政令市の区 域におけるも</u></u></u></p>

のに限る。)

4 同法第 27

条第 2 項の規定により指定
医に診察を命
ずること (政
令市の区域に
おけるものに
限る。)

5 同法第 29

条第 1 項及び
第 29 条の 2
第 1 項の規定
による入院措
置をすること
(同法第 29
条の 2 第 1 項
については、
政令市の区域
におけるもの
に限る。)

6 同法第 29

条の 2 の 2 第
1 項の規定に
よる移送を行
うこと (同法
第 29 条の 2
第 1 項の規定
による入院措
置をする場合
については、
政令市の区域
におけるもの
に限る。)

7 同法第 31

条の規定によ
る政令市及び
県外に住所を
有する者の負
担金を徴収す
ること。

8 同法第 32

条の規定によ
り通院医療費
の公費負担を
決定すること。

9 同法第 34

条第 1 項から
第 3 項の規定

				<p>により指定医による診察及び移送を行うこと（政令市の区域におけるものに限る。）。</p> <p>10 同法第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付をすること。</p> <p>11 同法第 45 条第 4 項の規定により認定を行うこと。</p> <p>12 同法第 45 条の 2 第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関すること。</p>
4	精神保健福祉審議会に関すること。			
5	障害者施策推進協議会に関すること。			
6	支援費制度に関すること。	<p>1 身体障害者福祉法第17条の4第1項、知的障害者福祉法第15条の5第1項及び児童福祉法第21条の10第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定に関すること。</p> <p>2 身体障害者福祉法第17条の22、知的障害者福祉法第15条の22及び児童</p>	<p>1 身体障害者福祉法第17条の20、知的障害者福祉法第15条の20及び児童福祉法第21条の20の規定による指定居宅支援事業者の変更の届出等に関すること。</p> <p>2 身体障害者福祉法第17条の21、知的障害者福祉法第15条の21及び児童福祉法第21</p>	

			<p>福祉法第 21 条の 22 の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>3 身体障害者福祉法第 17 条の 10 第 1 項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>4 身体障害者福祉法第 17 条の 30 の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>5 知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>6 知的障害者福祉法第 15 条の 30 の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の取消しに関する<u>こと。</u></p>		<p>条の 21 の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告等に関する<u>こと。</u></p> <p>3 身体障害者福祉法第 17 条の 27 の規定による指定身体障害者更生施設等の変更の届出に関する<u>こと。</u></p> <p>4 身体障害者福祉法第 17 条の 28 の規定による指定身体障害者更生施設等に対する報告等に関する<u>こと。</u></p> <p>5 知的障害者福祉法第 15 条の 27 の規定による指定知的障害者更生施設等の変更の届出に関する<u>こと。</u></p> <p>6 知的障害者福祉法第 15 条の 28 の規定による指定知的障害者更生施設等に対する報告等に関する<u>こと。</u></p>
	<p>7 身体障害者福祉法の施行に関する<u>こと。</u></p>		<p>1 同法第 40 条第 1 項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止を命ずる<u>こと。</u></p> <p>2 同法第 41 条第 1 項の規</p>		<p>1 同法第 39 条の規定による身体障害者居宅生活支援事業等又は身体障害者更生援護施設に係る立入検査等に関する<u>こと。</u></p> <p>2 同法第 19</p>

			定による身体障害者更生援護施設又は養成施設の事業の停止又は廃止を命ずること。	<p>条の5第1項の規定による診療報酬の額の決定に関すること。</p> <p>3 同法第19条の6の規定による指定医療機関に対する報告の請求又は検査に関すること。</p>	
	8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。		1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第29条の規定による請求に対する裁決をすること。		
	9 知的障害者の福祉に関すること。		<p>1 知的障害者福祉法第21条の2の規定による知的障害者居宅生活支援事業等に係る立入検査等に関すること。</p> <p>2 同法第21条の3の規定による知的障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止を命ずること。</p>		
	10 心身障害者扶養共済制度に関すること。			<p>1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）第5条の規定による加入の承認に関すること。</p> <p>2 同条例第8条の規定によ</p>	<p>1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。</p> <p>2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付に関すること。</p>

				<p><u>る掛金の減免に関すること。</u></p>	<p>3 <u>同条例第15条の2の規定による脱退一時金の給付に関すること。</u></p> <p>4 <u>心身障害者に対する年金の支給に関すること。</u></p> <p>5 <u>心身障害者扶養保険約款に基づく保険料の納付に関すること。</u></p>
<p>11 <u>特別児童扶養手当に関すること。</u></p>		<p>1 <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第29条の規定による異議申立てに対する決定をすること。</u></p>		<p>1 <u>同法第5条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること（住所が熊本市にある者に限る。）。</u></p> <p>2 <u>同法第11条及び第12条の規定による手当の支給制限に関すること（住所が熊本市にある者に限る。）。</u></p> <p>3 <u>同法第16条の規定による手当の額の改定に関すること（住所が熊本市にある者に限る。）。</u></p> <p>4 <u>同法第35条の規定による届出に関すること。</u></p> <p>5 <u>同法第36条及び第37条の規定による受給資格者の調査に関すること。</u></p>	
<p>12 <u>児童の福祉</u></p>	<p>1 <u>熊本県児童</u></p>	<p>1 <u>児童福祉法</u></p>		<p>1 <u>同法の規定</u></p>	

	<p>に関すること。</p> <p>福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）第13条の規定による知的障害児、盲ろうあ児、肢体不自由児、重症心身障害児及び情緒障害児（以下「知的障害児等」という。）に係る徴収金の減免をすること。</p>	<p>第34条の4の規定による児童居宅生活支援事業に係る立入検査等に関すること。</p> <p>2 同法第35条の規定による児童福祉施設（知的障害児等施設に限る。）の設置の認可に関すること。</p> <p>3 同法第46条の規定による知的障害児施設の最低基準実施に係る立入検査に関すること。</p>		<p>により設置された知的障害児施設等の保護単価の決定に関すること。</p> <p>2 知的障害児等の保護に必要な物資等の配分に関すること。</p> <p>3 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和33年日本国有鉄道公示第326号）第23条から第27条までの規定による知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に対する鉄道運賃割引に関すること。</p>	
13	<p>発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に関すること。</p>				
14	<p>精神保健福祉センターに関すること。</p>				
15	<p>あかね荘、あかねホーム、あかねワークセンター及びあかね生活支援センターに関すること。</p>			<p>1 熊本県精神障害者社会復帰施設条例（平成6年熊本県条例第21号）第3条の規定による利用の許可に関すること。</p>	
16	<p>こころの医療センターに関すること。</p>	<p>1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により熊本県病</p>	<p>1 熊本県病院事業の業務に係る出納取扱金融機関の検査をすること。</p>	<p>1 熊本県病院の給食、看護及び寝具設備の基準の実施状況を報告すること。</p>	<p>1 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条第2項の規定による届出をするこ</p>

			<p>院事業の業務の状況を公表すること。</p> <p>2 同法第27条ただし書の規定により熊本県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を指定すること。</p> <p>3 同法第30条の規定により決算を調製すること。</p>		<p>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定により変更許可の申請をすること。</p>	と。
		17 身体障害者リハビリテーションセンターに関すること。				
		18 身体障害者福祉センター、ひばり園、くすのき園、りんどう荘、身体障害者能力開発センターに関すること。				1 熊本県身体障害者福祉ホーム条例（昭和50年熊本県条例第55号）第4条の規定による使用の許可に関すること。
		19 知的障害者更生相談所及びびこども総合療育センターに関すること。				
		20 こすもす園に関すること。				
健康福祉部	健康危機管理課	1 健康危機管理課、健康づくり推進課、地域医療推進課、薬務課、生活衛生課及び食品衛生課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に				

関すること。				
2 健康危機管理に関すること。				
3 感染症に関すること。		<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条第1項の規定により指定届出機関を指定し、及び同条第5項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。</p> <p>2 同法第21条の規定により患者を移送すること。</p> <p>3 同法第31条第1項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。</p> <p>4 同法第32条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止すること及び同条第2項の規定による感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>5 同法第33条の規定により交通を制限</p>	<p>1 同法第40条第2項の規定により費用を支払うこと及び同条第3項の規定により診療報酬の額の決定をすること。</p>	

し、又は遮断
すること。

6 同法第 38
条第 2 項の規
定により第一
種感染症指定
医療機関及び
第二種感染症
指定医療機関
を指定するこ
と並びに同条
第 8 項の規定
により指定を
取り消すこと。

7 同法第 45
条第 1 項の規
定により健康
診断を勧告し、
及び同条第 2
項の規定によ
り健康診断を
行わせること。

8 同法第 46
条第 1 項の規
定により入院
を勧告し、同
条第 2 項及び
第 3 項の規定
により入院さ
せ、並びに同
条第 4 項の規
定により入院
の期間を延長
すること。

9 同法第 47
条の規定によ
り新感染症の
所見がある者
を移送するこ
と。

10 同法第 48
条第 4 項の規
定により新感
染症に係る確
認をすること。

11 同法第 50
条第 1 項の規
定により同法
第 27 条から

		同法第 33 条 まで及び同法 第 35 条第 1 項に規定する 措置を実施し、 又は実施させ ること。		
4 結核の予防 及び医療に関 すること。		1 結核予防法 (昭和 26 年 法律第 96 号) 第 4 条第 3 項 及び第 13 条 の規定により 保健所を設置 する市の定期 の健康診断又 は予防接種に ついて指示す ること。 2 同法第 31 条第 4 項の規 定による損失 補償を行うこ と。 3 同法第 36 条の規定によ り医療機関又 は薬局を指定 し、又は取消 しをすること。 4 同法第 42 条の規定によ る報告の請求 をし、又は当 該吏員をして 検査を実施さ せること。 5 同法第 65 条の規定によ る代執行を行 うこと。	1 同法第 24 条の 2 の規定 により精密検 査を行うため に医療機関と 委託契約を締 結すること。	
5 予防接種に 関すること。			1 予防接種法 (昭和 23 年 法律第 68 号) 第 6 条の規定 による定期予 防接種の指示 をすること。	1 同法第 6 条 の規定により 臨時予防接種 を実施し、又 は市町村長に 接種の指示を すること。
6 災害救助に		1 災害弔慰金		

		<p>関すること。</p>		<p>の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第7条第1項及び第9条の規定による費用の負担の決定並びに同法第11条第1項の規定による貸付けの決定に関すること。</p>		
		<p>7 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。</p>				
		<p>8 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）に基づく事務に係る調整等に関すること。</p>				
健康 福祉 部	健康 づく り推 進課	<p>1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。</p>				
		<p>2 栄養指導並びに栄養士及び調理師に関すること。</p>				
		<p>3 歯科保健に関すること。</p>				
		<p>4 ハンセン病対策に関すること。</p>				<p>1 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の規定により生活援護を行うこと。</p>
		<p>5 母子保健に</p>		<p>1 養育医療の</p>	<p>1 未熟児の訪</p>	<p>1 養育医療実</p>

	<p><u>関すること。</u></p>		<p><u>給付を決定すること。</u> <u>2 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定による保健指導に要する費用を負担すること。</u> <u>3 未熟児の養育医療機関を指定すること。</u> <u>4 受胎調節実地指導員講習会の認定又はその取消しをすること。</u></p>	<p><u>問指導を行うこと。</u> <u>2 母子栄養強化対策事業を行うこと。</u> <u>3 慢性疾患児の保健指導を行うこと。</u></p>	<p><u>施に伴う自己負担金を徴収すること。</u> <u>2 母子健康センターの運営の指導を行うこと。</u> <u>3 妊産婦及び乳幼児の保健指導を行うこと。</u> <u>4 受胎調節実地指導員の指定又は指定証若しくは標識の交付をすること。</u></p>
	<p><u>6 育成医療の給付及び療育の給付を行うこと。</u></p>		<p><u>1 育成医療の給付を決定すること。</u> <u>2 療育医療の給付を決定すること。</u></p>		<p><u>1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。</u></p>
	<p><u>7 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</u></p>		<p><u>1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付又は再交付をすること。</u> <u>2 同法第19条の規定により被爆者一般疾病医療機関を指定し、又は指定の辞退を受理すること。</u> <u>3 同法第24条から第28条まで及び第31条に規定する手当を支給すること。</u></p>	<p><u>1 同法第32条の規定により葬祭料を支給すること。</u></p>	

				4 同法第33条第3項の規定により特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定を行うこと。		
		8 難病に関すること。				
		9 健康センターに関すること。				
健康福祉部	地域医療推進課	1 地域医療の推進に関すること。				
		2 救急医療対策に関すること。				1 救急病院等の指定の告示に関すること。
		3 看護師等修学資金に関すること。	1 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）第6条の規定により修学資金の貸与契約の解除又は貸与の停止をすること。 2 同条例第8条の規定により修学資金の返還をさせること。	1 同条例第7条及び第11条の規定により返還の債務の全部又は一部を免除すること。 2 同条例第9条及び第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予すること。 3 同条例第12条の規定により修学資金の延滞利子を徴収すること。 4 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年熊本県規則第55号）第4条の規定により修学資金の貸与決定及びその通知をすること。	1 同規則第3条の規定による貸与申請書等を受理すること。 2 同規則第8条の規定による借用証書を受理すること。 3 同規則第6条、第7条、第9条又は第10条の届出を受理すること。	
		4 病院、診療	1 病院の開設	1 病院その他	1 医療法（昭	

<p><u>所、助産所その他医療施設に関すること。</u></p>	<p><u>等の許可をすること。</u> <u>2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。</u> <u>3 医療法人の設立の認可及び認可の取消しに関すること。</u></p>	<p><u>の医療施設に対し報告を徴し、又は検査若しくは立入検査をすること。</u> <u>2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徴し、又は立入検査をすること。</u></p>	<p><u>和 23 年法律第 205 号) 第 67 条の規定による弁明の機会の付与の<u>手続に関すること。</u></u></p>
<p><u>5 医師その他の医療関係者に関すること。</u></p>	<p><u>1 准看護師養成所を指定すること。</u> <u>2 診療エックス線技師又は准看護師の免許を取消し、又は業務の停止を命ずること。</u> <u>3 診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止について具申すること。</u></p>	<p><u>1 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。</u> <u>2 医師その他の医療関係者の業務の指導及び取締りをする<u>こと。</u></u> <u>3 医師法(昭和 23 年法律第 201 号) 第 7 条、歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号) 第 7 条又は、保健師助産師看護師法(平成 13 年法律第 153 号) 第 15 条に規定する意見の聴取又は弁明の聴取の<u>手続に関すること。</u></u> <u>4 准看護師養成所の学則等の変更を承認すること。</u></p>	<p><u>1 准看護師の免許を与えること。</u> <u>2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の国家登録申請書を<u>進達すること。</u></u> <u>3 助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の養成所の運営を指導すること。</u> <u>4 各種証明書(試験合格証明書を除く。)を交付すること。</u></p>
<p><u>6 死体の解剖及び保存に関</u></p>			

		<p>すること。</p> <p>7 <u>へき地保健医療に関する</u> こと。</p> <p>8 <u>医療審議会及び准看護師試験委員に</u> 関すること。</p> <p>9 <u>保健学院に</u> 関すること。</p> <p>10 <u>巡回診療所</u> に関すること。</p>				
健康福祉部	薬務課	<p>1 薬事に関する</p>		<p>1 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定により薬局開設の許可をすること。</p> <p>2 同法第12条第1項の規定により医薬品等の製造販売業（薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。）の許可をすること。</p> <p>3 同法第13条第2項の規定により医薬品等の製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可をすること。</p> <p>4 同法第28条第1項の規定により薬種商販売業の許可をすること（同法第28条第2項の規定により試験を実施して許可する場合に限る。）。</p> <p>5 同法第35</p>		<p>1 同法第7条第3項の規定により許可をすること。</p> <p>2 同法第12条第1項の規定により薬局製造販売医薬品製造販売業の許可をすること。</p> <p>3 同法第12条第2項の規定により医薬品等の製造販売業（薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。）の許可を更新すること。</p> <p>4 同法第13条第2項の規定により薬局製造販売医薬品製造業の許可をすること。</p> <p>5 同法第13条第3項の規定により医薬品等の製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可を更新すること。</p> <p>6 同法第14</p>

条の規定により特例販売業の許可をすること。

6 同法第 40

条の 2 第 2 項の規定により医療機器の修理業の許可をすること。

7 同法第 75

条第 1 項の規定により許可の取消し等をする事。

8 薬事師法

(昭和 35 年法律第 146 号) 第 8 条第 3 項の規定により免許の取消し等を具申すること。

条第 1 項の規定により医薬品等の製造販売品目を承認すること。

7 同法第 24

条第 2 項の規定により医薬品販売業(配置販売業に限る。)の許可を更新すること。

8 同法第 26

条第 1 項の規定により一般販売業の許可をすること。

9 同法第 28

条第 1 項の規定により薬種商販売業の許可をすること(同法第 28 条第 2 項の規定により試験を実施して許可する場合を除く。)

10 同法第 30

条第 1 項の規定により配置販売業の許可をすること。

11 同法第 39

条第 1 項の規定により高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可をすること。

12 同法第 40

条の 2 第 3 項の規定により医療機器の修理業の許可を更新すること。

13 同法に基づ

く医薬品等の

						<p>製造販売業、 製造業、医療 機器の修理業、 薬局又は医薬 品販売業の休 廃止等の届出 の受理に關す ること。</p> <p>14 同法に基づ く薬局開設の 許可の更新、 薬局製造販売 医薬品製造販 売業の許可の 更新、薬局製 造販売医薬品 製造業の許可 の更新、医薬 品販売業（配 置販売業を除 く。）の許可 の更新、高度 管理医療機器 の販売業・賃 貸業の許可の 更新、医療機 器の販売業又 は賃貸業の届 出の受理及び 医療機器の販 売業又は賃貸 業の休廃止等 の届出の受理 に關すること （地域保健法 施行令第1条 に規定する市 に所在地を有 するものに限 る。）。</p> <p>15 薬事法施行 令（昭和36 年政令第11 号）第59条 の規定による 試験品を採取 させること。</p>
		2 毒物及び劇 物に關するこ		1 同法第19 条第2項の規	1 毒物及び劇 物取締法（昭	1 同法第4条 第1項の規定

	と。		定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。	和 25 年法律第 303 号) 第 8 条第 1 項第 3 号の規定により毒物劇物取扱者試験を実施すること。	により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録をすること。 2 同法第 4 条第 4 項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。 3 同法第 6 条の 2 第 1 項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。 4 毒物及び劇物取締法施行令 (昭和 30 年政令第 261 号) に基づく使用者又は指導員の指定に関すること。
3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。	1 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号) 第 54 条第 5 項の規定により、刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) の規定による司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。	1 覚せい剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号) 第 8 条及び第 30 条の 3 の規定による指定の取消し又は業務の停止をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等をすること。 3 麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 6 の規定により診察をさせること。 4 同法第 58			1 司法警察員としての職務の執行 (知事決裁に該当するものを除く。) をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者 (向精神薬試験研究施設設置者を除く。) 又は大麻取扱者の免許を与えること。 3 向精神薬試験研究施設設置者の登録をすること。 4 同法第 29 条の規定により麻薬の廃棄

				<p>条の8の規定により入院させ、又は同法第58条の9の規定により入院の期間を延長すること。</p>		<p>の届出を受理すること。 5 覚せい剤取締法第3条又は第30条の2の規定による指定をすること。</p>
		<p>4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。</p>				
		<p>5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。</p>				
		<p>6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。</p>				
健康福祉部	生活衛生課	<p>1 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。</p>	<p>1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定又は地域の是正をすること。</p>	<p>1 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第12条の規定により免許を取り消すこと。</p>	<p>1 同法第6条に基づくクリーニング師の試験を実施すること。 2 クリーニング業法施行細則（昭和32年熊本県規則第32号）第10条の規定により合格通知をすること。</p>	<p>1 クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条の規定により免許証の交付又は再交付をすること。 2 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第7条に規定する届出書を受理すること。 3 同規則第8条の規定による収支決算等の届出を受理すること。 4 同規則第9条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。 5 熊本県理容師法施行条例</p>

						<p>(平成12年熊本県条例第17号)第4条第1項第3号の規定により理容所以外の場所で業を行うことを承認すること (対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>6 熊本県美容師法施行条例(平成12年熊本県条例第18号)第4条第1項第3号の規定により美容所以外の場所で業を行うことを承認すること (対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>7 美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)第6条に規定する届出書を受理すること。</p> <p>8 同規則第7条の規定による収支決算等の届出を受理すること。</p> <p>9 同規則第8条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。</p>
	2 生活衛生関係営業に関すること。	1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和	1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はそ	1 同法第62条の規定により意見の聴取を行うこと。	1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届を受理すること。	

		<p>32 年法律第 164 号) 第 9 条の規定により適正化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>2 同法第 11 条の規定により適正化規程の変更命令又は認可の取消しをすること。</p> <p>3 同法第 24 条の規定により組合の設立の認可をすること。</p> <p>4 同法第 52 条の 3 の規定により組合の解散をすること。</p>	<p>の変更若しくは廃止を認可すること。</p> <p>2 同法第 42 条の規定により組合員による総会の招集を承認すること。</p> <p>3 同法第 50 条第 2 項の規定により組合解散について総会の決議を認可すること。</p> <p>4 同法第 52 条の 2 の規定により役員 の 退任勧告をすること。</p> <p>5 同法第 56 条の 6 の規定により組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告すること。</p>		<p>2 同法第 14 条の 10 の規定による組合協約又はその変更を認可すること。</p> <p>3 同法第 14 条の 12 の規定により組合協約に関するあっせん又は調停をすること。</p> <p>4 同法第 28 条第 3 項の規定により定款変更の認可をすること。</p> <p>5 同法第 60 条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>6 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 37 号) 第 5 条の 11 の規定による組合協約の廃止届を受理すること。</p> <p>7 同規則第 6 条の規定による役員の変更届を受理すること。</p> <p>8 同規則第 9 条の規定による組合解散の届出を受理すること。</p> <p>9 同規則第 11 条の規定による組合員の異動報告を受理</p>	
--	--	---	--	--	--	--

				すること。
3 建築物の衛生的環境の確保に関すること。		<p>1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の規定により改善命令等を行うこと。</p> <p>2 同法第12条の4の規定により事業の登録を取り消すこと。</p> <p>3 同法第13条第3項の規定により勧告すること。</p>		<p>1 同法第5条第1項の規定による特定建築物の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第11条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>3 同法第12条の2第2項の規定により事業の登録を行うこと。</p> <p>4 同法第13条第2項の規定により必要な説明若しくは資料の提出を求めること。</p>
4 墓地等に関すること。				
5 水道に関すること。		<p>1 水道法（昭和32年法律第177号）第6条の規定により事業を認可すること。</p> <p>2 同法第11条の規定により水道事業の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>3 同法第26条の規定により水道用水供給事業の経営を認可すること。</p> <p>4 同法第35条の規定による水道事業経営の認可を取り消すこと。</p> <p>5 同法第37</p>	<p>1 同法第10条の規定により水道事業の事業変更を認可すること。</p> <p>2 同法第14条第5項の規定による料金の変更届出を受理し、又は同条第6項の規定により地方公共団体以外の水道事業の供給条件変更を認可すること。</p> <p>3 同法第30条の規定により水道用水供給事業の事業変更を認可すること。</p> <p>4 同法第33</p>	

				<p>条の規定により給水停止命令をすること。</p> <p>6 同法第 38 条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ずること。</p> <p>7 同法第 39 条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>8 同法第 40 条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援命令をすること。</p>	<p>条第 5 項の規定により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。</p> <p>5 同法第 36 条の規定により水道施設の改善の指示をすること。</p>	
		<p>6 温泉に関すること。</p>		<p>1 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 3 条の規定により温泉掘削を許可すること。</p> <p>2 同法第 7 条（同法第 9 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘若しくは動力装置の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命令すること。</p> <p>3 同法第 8 条（同法第 9 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力</p>		<p>1 同法第 5 条第 2 項（同法第 9 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可の有効期間を更新すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>2 同法第 6 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定による掘削、増掘若しくは動力装置の工事完了又は廃止の届出を受理すること（対象地が熊本市の場</p>

				<p>装置の許可後における原状回復命令をすること。</p> <p>4 同法第9条の規定により増掘又は動力装置の許可をすること。</p> <p>5 同法第10条の規定により温泉採取の制限を命令すること。</p> <p>6 同法第12条の規定により温泉ゆう出目的以外の土地掘削の制限の措置命令をすること。</p> <p>7 同法第15条の規定により登録分析機関の登録をすること。</p> <p>8 同法第21条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。</p> <p>9 同法第24条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>10 同法第26条の規定により指定地域内の温泉利用施設及び管理の改善に関し指示すること。</p>	<p>合に限る。)</p> <p>3 同法第16条の規定による登録分析機関の登録事項変更の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第17条第1項の規定による登録分析機関の温泉成分分析業務廃止の届出を受理すること。</p>
		7 生活衛生適正化審議会に関すること。			
健康福祉部	食品衛生課	1 食品衛生に関すること。		1 食品衛生法(昭和22年法律第233	1 食品衛生監視員等関係法令に定める身

		号) 第 25 条の規定により製品検査をすること。 2 同法第 58 条の規定により食中毒患者等の報告をすること。		分を証する証券を発行すること。
2 ふぐ取締に関すること。		1 熊本県ふぐ取扱条例(昭和 33 年熊本県条例第 27 号) 第 13 条の規定によりふぐ処理師の免許又は登録を取り消すこと。	1 同条例第 8 条の規定によりふぐ処理師試験を実施すること。	1 同条例第 5 条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第 7 条の規定により免許証の書換えをすること。 3 同条例第 9 条の規定によりふぐ処理所を登録し、又は第 10 条の規定により登録証を交付すること。
3 製菓衛生師に関すること。		1 製菓衛生師法(昭和 41 年法律第 115 号) 第 8 条の規定により免許を取り消すこと。	1 同法第 4 条の規定により製菓衛生師試験を実施すること。 2 同法第 7 条の規定により製菓衛生師を登録すること。	1 同法第 3 条の規定により製菓衛生師の免許を与えること。 2 製菓衛生師法施行令(昭和 41 年政令第 387 号) 第 3 条の規定による名簿の訂正又は同令第 5 条の規定による免許証の書換え交付をすること。 3 同令第 4 条の規定により製菓衛生師の登録を取り消すこと。 4 同令第 6 条

					の規定により 免許証を再交 付すること。
4 と畜場及び 化製場等に 関すること。		<p>1 と畜場法（昭和28年法律第14号）第4条の規定によりと畜場の設置を許可すること。</p> <p>2 同法第18条の規定によりと畜場設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条の規定による死亡獣畜取扱場設置を許可すること。</p> <p>4 同法第7条の規定により死亡獣畜取扱場設置の許可を取り消すこと。</p>			
5 食鳥処理の 事業の規制及 び食鳥検査に 関すること。		<p>1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により食鳥処理の事業の許可をすること。</p> <p>2 同法第8条の規定により許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>3 同法第9条</p>	1 同法第6条第1項の規定により食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。	<p>1 同法第6条第3項の規定による同法第4条第1号から第3号までに掲げる事項の変更届を受理すること。</p> <p>2 同法第7条第2項の規定による承継の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置の届出又は変更の</p>	

				<p>の規定により施設の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第 13 条の規定により食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>5 同法第 16 条第 6 項の規定により認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>6 同法第 21 条第 1 項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。</p> <p>7 同法第 39 条の規定により食鳥検査等を実施する職員の指定を行うこと。</p>		<p>届出を受理すること。</p> <p>4 同法第 14 条の規定による休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>5 同法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により確認規定又はその変更の認定をすること。</p> <p>6 同法第 16 条第 7 項の規定により確認の状況の報告を受理すること。</p> <p>7 同法第 16 条第 8 項の規定により確認規定の廃止の届出を受理し、その効力を失う日を定めること。</p>
		<p>6 狂犬病の予防に関すること。</p>		<p>1 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 10 条の規定により</p>	<p>1 同法第 18 条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。</p>	

			<p>狂犬病発生時必要と認めた場合のけい留命令をすること。</p> <p>2 同法第 13 条の規定による臨時の予防注射の実施に関すること。</p> <p>3 同法第 15 条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。</p> <p>4 同法第 18 条の 2 の規定によりけい留されていない犬を棄殺すること。</p> <p>5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。</p> <p>6 犬捕獲人の指定に関すること。</p>		
	7 動物の愛護及び管理に関すること。		1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 4 条の規定による動物愛護週間の実施に関すること。		<p>1 同法第 18 条の規定による犬及びねこの引取りに関すること。</p> <p>2 同法第 19 条の規定による負傷動物等の収容に関すること。</p>
	8 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。				

附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 27 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健環境科学研究所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健環境科学研究所処務規程等の一部を改正する訓令

(熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部改正)

第 1 条 熊本県保健環境科学研究所処務規程(昭和 29 年熊本県訓令第 1001 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 12 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立保育大学校処務規程の一部改正)

第 2 条 熊本県立保育大学校処務規程(昭和 30 年熊本県訓令第 427 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)

第 3 条 熊本県港管理事務所処務規程(昭和 30 年熊本県訓令第 605 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県工業技術センター処務規程の一部改正)

第 4 条 熊本県工業技術センター処務規程(昭和 31 年熊本県訓令第 1248 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正)

第 5 条 熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和 33 年熊本県訓令甲第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県計量検定所処務規程の一部改正)

第 6 条 熊本県計量検定所処務規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県消防学校処務規程の一部改正)

第 7 条 熊本県消防学校処務規程(昭和 38 年熊本県訓令甲第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県大阪事務所処務規程の一部改正)

第 8 条 熊本県大阪事務所処務規程(昭和 40 年熊本県訓令甲第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程の一部改正)

第 9 条 熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程(昭和 40 年熊本県訓令甲第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県消費生活センター処務規程の一部改正)

第 10 条 熊本県消費生活センター処務規程(昭和 46 年熊本県訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 19 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立保健学院処務規程の一部改正)

第 11 条 熊本県立保健学院処務規程(昭和 47 年熊本県訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 12 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第 12 条 熊本県精神保健福祉センター処務規程(昭和 47 年熊本県訓令第 86 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 11 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県病害虫防除所処務規程の一部改正)

第 13 条 熊本県病害虫防除所処務規程(昭和 47 年熊本県訓令第 93 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号中「第 30 条」を「第 25 条の 7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第14条 熊本県労働委員会事務局処務規程(昭和48年熊本県訓令第72号、熊本県地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第8号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正)

第15条 熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年熊本県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立こころの医療センター処務規程の一部改正)

第16条 熊本県立こころの医療センター処務規程(昭和50年熊本県訓令第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第12号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立大学処務規程の一部改正)

第17条 熊本県立大学処務規程(昭和55年熊本県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表局長専決事項の欄第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立農業大学校処務規程の一部改正)

第18条 熊本県立農業大学校処務規程(昭和58年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県食品加工研究所処務規程の一部改正)

第19条 熊本県食品加工研究所処務規程(昭和63年熊本県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県立技術短期大学校処務規程の一部改正)

第20条 熊本県立技術短期大学校処務規程(平成9年熊本県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県福岡事務所処務規程の一部改正)

第21条 熊本県福岡事務所処務規程(平成11年熊本県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部改正)

第22条 熊本県天草空港管理事務所処務規程(平成11年熊本県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県熊本県税事務所処務規程の一部改正)

第23条 熊本県熊本県税事務所処務規程(平成12年熊本県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(熊本県防災消防航空センター処務規程の一部改正)

第24条 熊本県防災消防航空センター処務規程(平成13年熊本県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第9号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

(くまもと県民交流館処務規程の一部改正)

第25条 くまもと県民交流館処務規程(平成14年熊本県訓令第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第11号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。